

「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました

横浜市は、平成 25 年 12 月に、いじめ防止対策推進法や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、「横浜市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等の取組を全市で進めてきました。

この度、「いじめ重大事態の再発防止検討委員会報告書」（29 年 3 月 31 日公表）や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（29 年 3 月 14 日）、市民意見募集（6 月 12 日～7 月 28 日実施）で寄せられたご意見を踏まえ、「横浜市いじめ防止基本方針」を改定しました。

「いじめを絶対に許さない」意識を学校・保護者・地域など市民全員で共有し、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指します。

【改定の主な内容】

～第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方～

- ◆ いじめを受けた側の立場に立ち、いじめを広くとらえます

～第 2 章 いじめ防止等のために横浜市が実施する施策～

- ◆ いじめ対応に専門家を積極的に活用します
- ◆ 教育委員会及び学校におけるいじめ防止の取組を検証し、見直しを行います

～第 3 章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策～

- ◆ 「学校いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、対応方針を決定します
- ◆ 継続的に状況確認を行い、再発防止を図ります
- ◆ 日常的に、児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行います

～第 4 章 重大事態への対処～

- ◆ 重大事態の判断を組織的にを行います

【ホームページでの公表】

- ・「横浜市いじめ基本方針」改定版の本編、市民意見募集の実施結果は、下記のホームページをご覧ください。
- ・改定版の本編については、市役所市民情報センターで配布しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/bunya/bunya16000.html>

【学校いじめ防止基本方針の改定】

各学校では、今後、市の基本方針の改定内容を踏まえて、各学校の「学校いじめ防止基本方針」を改定していきます（年度内に改定予定）。

お問合せ先

教育委員会事務局健康教育・人権教育担当部長 伊東 裕子 Tel 045-671-3229

参 考

1 市民意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

平成 29 年 6 月 12 日（月）から平成 29 年 7 月 28 日（金）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送、F A X 等

(3) 資料の閲覧方法

教育委員会ホームページ、各区役所広報相談係、市民情報センター、市内市立学校、教育委員会事務局人権教育・児童生徒課

2 実施結果

(1) 意見提出状況

投稿数 87 件

意見数 182 件

【投稿内訳】

■ 提出方法

メール	17 件
郵送	9 件
F A X	4 件
学校受付	47 件
その他	10 件
合計	87 件

■ 意見者

保護者	31 件
教職員	26 件
その他市民	30 件
合計	87 件

(2) 意見への対応状況

いただいたご意見 182 件を以下のとおり分類し、意見を反映しました。

取組や事業への具体的な要望事項やご意見については、今後の研修や事業・取組を進めていく上での参考にしていきます。

対応状況		件数
反映	意見を反映し、原案を修正したもの	32 件
参考	具体的な事業や取組を進める上で参考とするもの	129 件
その他	その他（基本方針についての質問等）	21 件
合計		182 件